

第131期 定時株主総会 招集ご通知

日 時 平成28年6月28日(火曜日)午前10時

※開会間際は受付が混雑いたしますので、お早めにご来場ください。
なお、受付開始は午前9時を予定しております。

場 所 東京都新宿区西新宿六丁目6番2号
**ヒルトン東京
4階「菊の間」**

議 案

第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役9名選任の件
第4号議案	監査役2名選任の件
第5号議案	当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）更新承認の件

目 次

第131期定時株主総会招集ご通知	1
議決権の行使等についてのご案内	3
株主総会参考書類	5
(添付書類)	
事業報告	30
連結計算書類	60
計算書類	63
監査報告	66

株 主 各 位

証券コード 7762

平成28年6月6日

東京都西東京市田無町六丁目1番12号

シチズンホールディングス株式会社

代表取締役社長 戸倉 敏夫

第131期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第131期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。平成28年6月27日（月曜日）午後5時45分までに議決権を行使いただきたく、お願い申し上げます。

〔郵送による議決権の行使〕

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネット等による議決権の行使〕

4ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

敬 具

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- 監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」であります。
- 株主総会参考書類、事業報告並びに連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト（<http://www.citizen.co.jp/ir/stocks/meeting.html>）

記

1 日 時	平成28年6月28日（火曜日）午前10時 ※開会間際は受付が混雑いたしますので、お早めにご来場ください。 なお、受付開始は午前9時を予定しております。
2 場 所	東京都新宿区西新宿六丁目6番2号 ヒルトン東京 4階「菊の間」
3 目的事項	報告事項 - 第131期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 - 第131期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 - 第1号議案 剰余金処分の件 - 第2号議案 定款一部変更の件 - 第3号議案 取締役9名選任の件 - 第4号議案 監査役2名選任の件 - 第5号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）更新承認の件
4 議決権の行使等についてのご案内	3ページに記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご参照ください。

以 上

議決権の行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください（ご捺印は不要です。）。

日時 平成**28**年**6**月**28**日（火曜日）**午前10時（受付開始：午前9時）**

場所 **ヒルトン東京 4階「菊の間」**

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

※当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続はいずれも不要です。

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成**28**年**6**月**27**日（月曜日）**午後5時45分到着分まで**

インターネット等で議決権を行使される場合



4ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 平成**28**年**6**月**27**日（月曜日）**午後5時45分まで**

インターネット等による議決権行使のご案内

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo！ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）（「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo！」は米国Yahoo！Inc.の商標または登録商標です。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo！ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月27日（月曜日）の午後5時45分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら本ページ末尾に記載のヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダ接続料金、電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

《機関投資家の皆様へ》

議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電 話 **0120-173-027**（通話料無料）

受付時間 **9:00～21:00**

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な政策と位置付けており、配当及び自己株式取得の合計額の連結当期純利益に対する比率を「株主還元性向」と捉え、3年間平均での株主還元性向を30%以上とすることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針、当期の業績、今後の事業展開等を総合的に勘案し、以下のとおり、1株につき8円50銭（中間配当金8円50銭を含め年間配当金は1株につき1円増配の17円）といたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円50銭 配当総額2,705,489,812円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、中期経営計画「シチズングローバルプラン2018」を更に推し進め、時計事業を中核としたグループ全体の更なる成長と本社機能の強化を図るべく、平成28年10月1日をもって事業持株会社体制に移行することとし、当社を存続会社、シチズン時計株式会社及びシチズンビジネスエキスパート株式会社を消滅会社とする合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

これに伴い、当社の商号を「シチズンホールディングス株式会社」から「シチズン時計株式会社」に変更するため、現行定款第1条に所要の変更を加えるものであります。

- (2) 平成27年9月30日に施行された「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）」によって、特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区別が廃止されたことに伴い、現行定款第2条の当会社の目的に所要の変更を加えるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、第1条の変更に係る決議の効力は、本合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日をもって生じるものといたします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 当社は、 <u>シチズンホールディングス株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Citizen Holdings Co., Ltd.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>シチズン時計株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Citizen Watch Co., Ltd.</u> と表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

現 行 定 款	変 更 案
1. 各種時計類およびその部分品の製造並びに販売	1. (現行どおり)
2. 工作機械および工具類の製造並びに販売	2. (現行どおり)
3. 計器類の製造並びに販売	3. (現行どおり)
4. 写真機およびその部分品の製造並びに販売	4. (現行どおり)
5. 事務用機器およびその部分品の製造並びに販売	5. (現行どおり)
6. 各種スポーツ施設および娯楽施設の経営並びに賃貸借	6. (現行どおり)
7. 土地建物その他の不動産およびこれらに附帯する動産の売買並びに賃貸借	7. (現行どおり)
8. 電子機器およびその部分品の製造並びに販売	8. (現行どおり)
9. 医療用機器およびその部分品の製造、販売並びに輸出入	9. (現行どおり)
10. 玩具、遊戯用機器、スポーツ用具の製造並びに販売	10. (現行どおり)
11. 食器類の製造並びに販売	11. (現行どおり)
12. 宝石、貴金属およびその装飾品の製造並びに販売	12. (現行どおり)
13. 眼鏡製品、光学機器およびその部分品の製造並びに販売	13. (現行どおり)
14. プラスチック製容器の製造並びに販売	14. (現行どおり)
15. 自動車用部品の製造並びに販売	15. (現行どおり)
16. 旅行業法に基づく旅行業	16. (現行どおり)
17. 損害保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務	17. (現行どおり)
18. 一般労働者派遣事業	18. 労働者派遣事業
19. 金融業	19. (現行どおり)
20. 前各号に附帯する一切の業務	20. (現行どおり)

第3号議案

取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役7名全員は任期満了となります。

当社は、平成28年10月1日をもって、当社を存続会社、シチズン時計株式会社及びシチズンビジネスエクスパート株式会社を消滅会社とする合併（以下「本合併」といいます。）を行い、事業持株会社体制に移行することといたしました。

シチズン時計株式会社は、当社グループにおいて時計事業の中心的役割を担う事業子会社であり、平成28年4月1日現在、当社の取締役を兼務する4名を含む9名の取締役及び3名の執行役員で業務執行を行っております。また、シチズンビジネスエクスパート株式会社は、当社グループの主要な事業所の運営、管理及びシェアードサービスの提供による業務の効率化を主たる業務とし、同日現在、当社の取締役を兼務する2名を含む4名の取締役が業務執行を行っております。

つきましては、本合併による事業持株会社体制への移行に備え、取締役2名を増員し、あわせて取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1 再任	 とくら としお 戸倉 敏夫 (昭和24年12月6日生)	昭和48年 4月 シチズン商事(株)入社 平成14年 6月 同社取締役 平成16年10月 同社執行役員 平成19年 4月 シチズン時計(株)常務取締役 平成21年 4月 同社専務取締役 平成22年 6月 当社常務取締役 平成22年 6月 当社経営企画部長 平成23年 6月 当社経営企画部・知的財産部・開発部担当 平成24年 4月 当社代表取締役社長（現職） 平成26年 3月 シチズン時計(株)取締役 平成26年 3月 シチズン時計(株)取締役 平成27年 5月 (一社)日本時計協会会長（現職）	12,256株
		取締役候補者とした理由 当社の代表取締役社長として当社グループの経営を担い、中期経営計画「シチズングローバルプラン2018」の策定及び実行を強力に推進した実績と経営全般における豊富な経験や見識を踏まえ、引き続き当社グループ事業の推進への貢献が期待できることから、取締役候補者となりました。	取締役会への出席状況 17回/17回 (100%)

2

再任



かば た しげる
梶田 茂
(昭和26年8月8日生)

昭和50年 4月 当社入社
平成12年 7月 当社総務部法務室長
平成19年 4月 当社総務部長
平成20年 6月 シチズンミヨタ(株)(現シチズンファインデバイス(株))取締役
平成20年 6月 シチズンファインテック(株)取締役
平成22年 6月 シチズンファインテックミヨタ(株)(現シチズンファインデバイス(株))代表取締役社長
平成24年 4月 当社執行役員
平成24年 4月 シチズン時計(株)取締役(現職)
平成24年 4月 当社経営企画部・知的財産部・開発部担当(現職)
平成24年 6月 当社取締役(現職)
平成25年 6月 リズム時計工業(株)社外取締役(現職)
平成26年 4月 シチズン時計(株)人事部担当(現職)
平成27年 4月 当社人事部担当(現職)
平成28年 4月 シチズンビジネスエキスパート(株)代表取締役社長(現職)

7,533株

取締役候補者とした理由

取締役会への出席状況

シチズンファインテックミヨタ(株)(現シチズンファインデバイス(株))の取締役及び代表取締役社長として当社グループのデバイス事業の経営を担った実績と、当社及びシチズン時計(株)の取締役として当社グループの経営戦略や人事戦略等を推進してきた経験等を踏まえ、引き続き当社グループ事業の推進への貢献が期待できることから、取締役候補者いたしました。

17回/17回
(100%)

候補者番号

氏名(生年月日)

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

3

再任



なかじま けいいち
中島 圭一
(昭和33年8月14日生)

昭和57年 4月 当社入社
平成13年 3月 Citizen Machinery Asia Co., Ltd.代表取締役社長
平成16年 8月 シチズン精機(株)経営企画部長
平成20年 3月 西鉄城(淄博)精密機械有限公司董事長
平成20年 4月 シチズンマシナリー(株)管理本部長
平成20年 6月 Citizen Machinery Asia Co., Ltd.代表取締役社長
平成20年 6月 Citizen Machinery Vietnam Co., Ltd.代表取締役社長
平成20年 6月 シチズンマシナリー(株)取締役
平成21年 3月 (株)ミヤノ(現シチズンマシナリー(株))社外取締役
平成22年 6月 シチズンマシナリー(株)執行役員
平成23年 4月 シチズンマシナリーミヤノ(株)(現シチズンマシナリー(株))執行役員
平成24年 4月 同社取締役執行役員
平成25年 4月 同社代表取締役社長(現職)
平成25年 6月 当社取締役(現職)

13,306株

取締役候補者とした理由

取締役会への出席状況

主として当社グループの工作機械事業に携わり、シチズンマシナリー(株)の代表取締役社長として当社グループの工作機械事業全体を牽引し、当社の事業戦略を推進してきた実績と経験を踏まえ、引き続き当社グループ事業の推進への貢献が期待できることから、取締役候補者いたしました。

17回/17回
(100%)

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4 再任	 さとう としひこ 佐藤 敏彦 (昭和30年11月16日生)	昭和56年 4月 当社入社 平成15年 5月 シチズン エルシーテック(株)取締役技術部長 平成17年 4月 シチズン・ディスプレイズ(株)取締役八戸工場長 平成20年 6月 同社常務取締役 平成21年 8月 当社開発部長 平成24年 3月 シチズンファインテックミヨタ(株)（現シチズンファインデバイス(株)）取締役 平成24年 4月 同社代表取締役社長 平成27年 6月 当社取締役（現職） 平成28年 4月 シチズン時計(株)取締役（現職） 平成28年 4月 同社生産統括、製品開発事業部長、品質保証部担当（現職）	4,752株
		取締役候補者とした理由	取締役会への出席状況
		主として当社グループのデバイス事業に携わり、シチズンファインテックミヨタ(株)（現シチズンファインデバイス(株)）の取締役及び代表取締役社長として当社グループのデバイス事業の経営を担った実績と経験等を踏まえ、引き続き当社グループ事業の推進への貢献が期待できることから、取締役候補者いたしました。	13回/13回 (100%)

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5 新任	 たけうち のりお 竹内 則夫 (昭和33年8月31日生)	昭和56年 4月 当社入社 平成16年10月 当社時計事業統括本部マーケティング本部戦略企画部長 平成17年11月 当社時計事業統括本部マーケティング本部付（ドイツ駐在） 平成19年 4月 シチズン時計(株)CB事業部付（ドイツ駐在） 平成22年 6月 同社執行役員 平成22年 6月 同社時計事業企画本部長 平成22年 7月 同社企画本部長 平成23年 6月 同社取締役（現職） 平成23年 9月 同社戦略企画本部長 平成24年 6月 同社シチズンブランド事業本部長 平成25年 1月 Citizen Watch Europe GmbH代表取締役（現職） 平成25年 2月 同社ブランドマネージャー（現職） 平成25年10月 同社シチズンブランド事業部長（現職） 平成26年 5月 Citizen Watch España, S.A.代表取締役社長（現職） 平成26年 6月 Citizen Watch Italy S.p.A.代表取締役社長（現職） 平成26年10月 Citizen Watch Company of America, Inc.会長（現職） 平成26年10月 Citizen Watch Company of Canada, Ltd.会長（現職） 平成26年10月 Citizen Watch United Kingdom Limited.会長（現職） 平成27年 1月 同社デザイン部担当（現職） 平成28年 4月 同社BULOVA部担当（現職）	1,937株
		取締役候補者とした理由	
		シチズン時計(株)の執行役員及び取締役として当社グループの時計事業における事業企画、販売戦略及びブランド戦略を推進してきた実績と時計販売を担う海外子会社の経営を担当してきた経験等を踏まえ、当社グループ事業の推進への貢献が期待できることから、新たに取締役候補者いたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6 新任	 なとり ふさみつ 名取 房満 (昭和32年5月3日生)	昭和56年 4月 当社入社 平成15年 4月 シチズン商事(株)海外営業本部付（ドイツ駐在） 平成19年 4月 シチズン時計(株)MB事業部長 平成19年10月 同社国内時計事業部営業企画部長 平成21年 4月 同社執行役員 平成21年 4月 同社国内時計事業部長 平成22年 6月 同社取締役（現職） 平成24年 6月 Citizen Watch Company of America, Inc.会長 平成24年 6月 Bulova Corporation会長 平成27年 1月 シチズン時計(株)グローバル企画事業部長（現職） 平成27年 4月 同社ムーブメント事業部担当（現職） 平成27年10月 シチズンリテイルプランニング(株)代表取締役社長（現職）	6,143株
		取締役候補者とした理由 主として当社グループの時計事業における海外販売に携わり、米国の販売子会社の会長として経営を担ってきた経験と、シチズン時計(株)の取締役としてグローバル企画事業部及びムーブメント事業部を担当してきた実績等を踏まえ、当社グループ事業の推進への貢献が期待できることから、新たに取締役候補者となりました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7 新任	 ふるかわ としゆき 古川 敏之 (昭和38年1月19日生)	昭和61年 4月 当社入社 平成5年 3月 当社特販事業本部付（米国ニューヨーク駐在） 平成21年 4月 当社IR広報室長 平成22年 7月 当社経営企画部次長 平成23年 6月 当社経営企画部長 平成27年 4月 シチズン時計(株)取締役（現職） 平成27年 4月 同社経営企画部長、経理部担当（現職） 平成28年 4月 シチズン・フィナンシャル・サービス(株)代表取締役社長（現職）	4,778株
		取締役候補者とした理由 当社のIR広報室長として投資家との対話や広報戦略に携わった後、当社の経営企画部長として当社グループの経営戦略を策定してきた実績とシチズン時計(株)の取締役として経営企画部及び経理部を担当してきた経験等を踏まえ、当社グループ事業の推進への貢献が期待できることから、新たに取締役候補者となりました。	

【社外取締役候補者】

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8 再任	 いとう けんじ 伊藤 健二 （昭和25年10月5日生）	平成12年 6月 東陶機器(株)（現TOTO(株)）執行役員 平成13年 6月 同社取締役執行役員 平成14年 6月 同社取締役常務執行役員 平成18年 6月 同社取締役専務執行役員 平成21年 4月 同社代表取締役副社長執行役員 平成25年 6月 同社顧問（現職） 平成25年 6月 当社社外取締役（現職）	10,000株
		社外取締役候補者とした理由	取締役会への出席状況
		経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営のチェックや監督に活かしていただけること及び当社の社外取締役在任中の実績等を踏まえ、引き続き社外取締役候補者となりました。	17回/17回 (100%)
候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
9 再任	 こまつ まさあき 小松 正明 （昭和22年1月4日生）	平成 8年 6月 シセイドー・インターナショナル・フランス S.A.S取締役社長 平成12年12月 資生堂化工(株)取締役社長 平成15年 6月 (株)資生堂取締役執行役員 平成18年 4月 同社取締役執行役員常務 平成21年 4月 同社取締役執行役員専務 平成24年 6月 (株)リョーサン社外取締役 平成27年 6月 当社社外取締役（現職）	3,000株
		社外取締役候補者とした理由	取締役会への出席状況
		経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営のチェックや監督に活かしていただけること及び当社の社外取締役在任中の実績等を踏まえ、引き続き社外取締役候補者となりました。	13回/13回 (100%)

- (注) 1. 所有する当社の株式の数には、役員持株会における持分を含んでおります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 候補者 佐藤敏彦及び小松正明の両氏は、平成27年6月25日開催の第130期定時株主総会において新たに選任されたため、その任期中の活動状況について記載しております。
4. 候補者 伊藤健二及び小松正明の両氏は、社外取締役候補者であります。当社は、両氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定し、届け出ております。
- 伊藤健二氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年、小松正明氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
- なお、当社は、両氏が社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、両氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任をご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。

第4号議案

監査役 2 名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 白石晴久及び水津正臣の両氏は任期満了となります。つきましては、監査役 2 名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1 再任	 しらいし はるひさ 白石 晴久 (昭和25年9月28日生)	昭和49年 4月 (株)第一勧業銀行入行 平成14年 4月 (株)みずほ銀行個人企画部長 平成16年 4月 同行執行役員システム統合プロジェクト統括PT長 平成17年 4月 同行常務取締役 平成20年 6月 富士ソフト(株)代表取締役社長 平成24年 6月 当社常勤監査役（社外監査役）（現職）	5,000株
		社外監査役候補者とした理由	取締役会への出席状況
		銀行及び会社の経営者を長年務めたことによる高い知識や経験を有しており、これを当社の監査に活かしていただけること及び当社の常勤の社外監査役としての実績等を踏まえ、引き続き社外監査役候補者といいたしました。	17回/17回 (100%)
			監査役会への出席状況
			13回/13回 (100%)
候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2 新任	 くぼ としこ 窪木 登志子 (昭和35年2月26日生)	昭和62年 4月 弁護士登録 平成14年 2月 東京家庭裁判所調停委員（現職） 平成21年 4月 会計検査院・退職手当審査会委員（現職） 平成24年 4月 中央大学法科大学院客員教授（現職） 平成25年12月 東京都中央区教育委員（現職） 平成27年 6月 クオール(株)社外取締役（現職） 平成27年 6月 (一社)共同通信社社外監事（現職）	
		社外監査役候補者とした理由	
		弁護士としての豊富な経験と見識を有しており、弁護士としての専門的見地を当社の監査に活かしていただけること及び一般社団法人の監事としての経験等を踏まえ、社外監査役として適任と判断いたしました。同氏は、これまで社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として会社法務に精通しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに社外監査役候補者といいたしました。	
			一株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 候補者 白石晴久及び窪木登志子の両氏は、社外監査役候補者であります。当社は、白石晴久及び窪木登志子の両氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定し、届け出る予定であります。
なお、白石晴久氏が過去に常務取締役を務めていた㈱みずほ銀行（以下「旧㈱みずほ銀行」といいます。）は、平成25年7月1日をもって、㈱みずほコーポレート銀行（以下「現㈱みずほ銀行」といいます。）と合併し、解散しております。旧㈱みずほ銀行を合併した現㈱みずほ銀行は、当社の主要な借入先の1社であります。当社の事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与える関係にはなく、また、同氏は、平成20年4月1日に旧㈱みずほ銀行の業務執行者を退任しております。同氏は、過去に富士ソフト㈱の代表取締役を務めており、当社の子会社は、同社との間にソフトウェアの購入等の取引がありますが、取引の規模に照らして一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、また、同氏は、平成23年9月30日に同社の業務執行者を退任しております。同氏は、平成24年6月22日に当社の常勤の社外監査役に就任した後はその業務に専念していることから、一般株主と利益相反が生じることのない独立した立場で監査を行えるものと判断しております。
3. 候補者 白石晴久氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
なお、当社は、同氏が社外監査役として期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任をご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。
4. なお、当社は、本総会において候補者 窪木登志子氏の選任をご承認いただいた場合、同氏が社外監査役として期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする予定であります。

第5号議案**当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）更新承認の件**

当社は、平成25年5月23日開催の取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針」について更新すること（以下、かかる更新後の方針を「旧方針」といいます。）を決定し、同年6月27日開催の第128期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を受けました。

このたび、平成28年6月28日開催予定の第131期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって、旧方針の有効期間が満了することから、旧方針発効後の法改正、金融環境の変化、買収防衛策を巡る司法判断、議論の状況等を勘案し、旧方針の更新の可否、変更の要否等について慎重に検討した結果、平成28年5月26日開催の取締役会において、社外取締役2名を含む当社取締役全員の賛成により、会社法施行規則第118条第3号に定める当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「本基本方針」といいます。）を下記1. のとおり維持することを決議するとともに、本定時株主総会における株主の皆様のご承認（注1）を条件として、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、下記3. のとおり更新することといたしました（以下、かかる変更後の方針を「本方針」といいます。）。

本方針は、特定株主グループ（注2）の議決権割合（注3）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注4）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行

為（いずれもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為またはこれに類似する行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者または大規模買付行為を提案する者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応方針であり、内容は下記3. のとおりであります。

なお、本方針における旧方針からの主な変更内容は、独立委員会委員を、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外役員の中から選任することとしたことです。

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数のご賛同をいただくことを意味します。
2. 特定株主グループとは、(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。
3. 議決権割合とは、(i)特定株主グループが、注2の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。）または(ii)特定株主グループが、注2の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
4. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下同じとします。

1. 本基本方針の内容

当社グループはその名のとおり、世界の市民「CITIZEN」によりよい製品・サービスを提供することを使命とし、“市民に愛され市民に貢献する”という企業理念のもと、「市民に愛され親しまれるモノづくり」を通じて世界の人々の暮らしに貢献することによって、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、このような当社グループの企業理念や事業特性を理解したうえで、グループ経営戦略を中長期的視点に立って着実に実行し、当社が今後も持続的に企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことを可能とする者でなければならないと考えております。

当社は、当社に対して大規模買付行為が行われた場合においても、これに応じるべきか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきであると考えており、大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、現時点における法制度、金融環境を前提とした場合、その目的・手法等から見て、真摯に合理的な経営を目指すものではなく、会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社は、このような大規模買付行為を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えており、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えております。

2. 本基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の株主の皆様、当社の企業価値をご理解いただいたうえで長期的に当社の株式を保有していただくために、様々な施策を実施してまいりました。

例えば、平成25年2月に策定した平成31年3月期を最終年度とする中期経営計画「シチズングローバルプラン2018」（以下「本中期経営計画」といいます。）では、スローガンを「真のグローバル企業を目指して ～スピードと活力の溢れる企業グループへ～」と定め、前期3年間（平成26年3月期～平成28年3月期）では、次のような施策を行ってまいりました。

- ・ 当社グループの中核事業である時計事業では、製造力強化の一環として、各会社に分散されていた技能を集結することにより国内製造力の再強化を図るため、シチズン時計マニュファクチャリング株式会社を設立し、国内主要製造機能の再編成を実行。
- ・ デバイス事業の更なる成長と発展を目指し、独自のコア技術と事業領域を持つシチズンファインテックミヨタ株式会社とシチズンセイミツ株式会社を合併（現シチズンファインデバイス株式会社）。
- ・ デバイス事業の利益安定化のため、安定的に利益が確保できる事業領域に焦点を絞るよう事業展開を見直し、水晶振動子及び液晶のうち、競争の激化により収益性が悪化していた領域から撤退。

また、本中期経営計画の前期3年間（平成26年3月期～平成28年3月期）で外部環境が大きく変化したことから、平成28年2月に、当初策定した経営方針の一部見直しを行いました。詳細は、事業報告「Ⅰ. 企業集団の現況に関する事項 6. 対処すべき課題」（37ページ～38ページ）に記載のとおりであります。

3. 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本方針）

(1) 大規模買付ルール

当社取締役会は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為またはこれに類似する行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者または大規模買付行為を提案する者を「大規模買付者」といいます。）は、以下に定めるルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って行われることが、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものと考えます。大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。なお、当社取締役会は、大規模買付ルールを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外役員の中から選任します。独立委員会は、大規模買付ルールに定める事項その他当社取締役会が諮問した事項について勧告するものとし、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して会社法上の機関としての決議等を行うものとします。また、独立委員会は、大規模買付ルールにおいて定める事項その他当社取締役会が別途定める事項を行うこともできるものとします。独立委員会は、当社の費用で、弁護士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を受けることができるものとします。独立委員会に関するその他の事項については、独立委員会規則（その概要については別紙1をご参照ください。）に定めるものとします。本方針発効時における独立委員会委員には、引き続き伊藤健二氏及び小松正明氏に、また新たに窪木登志子氏にご就任いただきます（各委員の氏名及び略歴については別紙2をご参照ください。）。

大規模買付ルールの具体的内容としては、まず、大規模買付者に、当社取締役会に対して、当社株主の皆様
の判断及び取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を日本語
で作成された書面で提供していただきます。その一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容等を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付対価の価額・種類、買付時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付対価の算定根拠（合理的な範囲で、算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）

- ④ 買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買付行為後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客その他当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- ⑦ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言等を記載した当社所定の書式により日本語で作成された意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社取締役会は、当該意向表明書を直ちに独立委員会に交付するものとし、独立委員会は、当該意向表明書の受領後、10営業日以内に、自らまたは当社取締役会を通じて、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、独立委員会が、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると判断した場合には、自らまたは当社取締役会を通じて、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。

また、独立委員会は、当社取締役会に対しても適宜回答期間（60日間を上限とします。）を定めた上、大規模買付行為に対する意見（留保する旨の意見を含みます。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を要求することがあります。

大規模買付行為の提案があった事実、当社取締役会または独立委員会に提供された大規模買付情報及び当社取締役会から独立委員会に提供された情報・資料等は、独立委員会が当社株主の皆様の判断のために必要であると認めた場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を、自らまたは当社取締役会を通じて開示します。

次に、独立委員会は、大規模買付情報の提供及び当社取締役会による情報・資料等の提供が完了した後、60日間を独立委員会による評価、検討、交渉、意見形成のための期間（ただし、独立委員会はこの期間を30日間を上限として延長することができるものとし、延長された場合、当社は、独立委員会の決議の概要、延長の理由及び延長期間等について、速やかに情報開示を行います。以下「独立委員会評価期間」といいます。）として与えられるものとし、従って、大規模買付行為は、独立委員会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、独立委員会評価期間中、独立委員会は、提供された大規模買付情報を十分に評価・分析し、独立委員会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、自らまたは当社取締役会を通じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について協議・交渉し、当社取締役会による株主の皆様への代替案の提示を勧告することもあります。大規模買付者は、独立委員会が情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとし、

(2) 大規模買付行為への対応方針

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合であって、かつ独立委員会が新株予約権無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会は、当社取締役会に対して、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当てを行い、大規模買付行為に対抗することを勧告します。この場合、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。新株予約権無償割当てを行う場合の概要は別紙3記載のとおりとします。なお、新株予約権無償割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがあります。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、当社取締役会に対して、原則として大規模買付行為に対する対抗措置を発動しないことを勧告します。この場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案に対する反対意見の表明、代替案の提示、当社株主の皆様への説得等を行うに止め、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとらないものとします。

大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、独立委員会が、当該大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうと判断した場合、具体的には、

- 1) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合
- 2) 当社の経営を一時的に支配し、当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなどの目的があると判断される場合
- 3) 当社の経営を支配した後、当社または当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合
- 4) 当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合
- 5) 最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等を行うなど、当社株主の皆様に当社株式の売却を事実上強要するおそれがある買付行為である場合

のいずれかに該当し、かつ新株予約権無償割当てを実施することが相当であると判断した場合において、独立委員会は、当社取締役会に対して、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、当該大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権無償割当てを実施することを勧告します。この場合、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施に関する会社法上の機関としての決議を行うものとしします。

また、独立委員会は、新株予約権無償割当ての実施について株主総会に付議することが相当であると判断するときは、その旨を勧告します。この場合、当社取締役は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重して、実務上可能な限り速やかに株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関する議案を付議するものとしします。当社取締役会は、株主意思確認総会において新株予約権無償割当ての決議がなされた場合には、当該決議に従い、新株予約権無償割当てに必要な手続を実施します。この場合、大規模買付行為は、株主意思確認総会において新株予約権無償割当ての実施に関する決議がなされるまで開始してはならないものとしします。

③ 対抗措置発動の中止等について

大規模買付行為に対して、独立委員会が対抗措置として新株予約権無償割当てを実施することを決定した後、状況の変化や当該大規模買付行為の内容に明らかな変更等が見られた場合、独立委員会は、新株予約権無償割当ての効力発生前においては新株予約権無償割当ての中止を、また、新株予約権無償割当ての効力発生後、新株予約権の行使期間の開始日までの間においては新株予約権の無償取得を、それぞれ勧告することがあります。

逆に、大規模買付行為に対して、独立委員会が対抗措置として新株予約権無償割当てを実施しないことを決定した後、当該大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうと判断される状況となった場合には、独立委員会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、当該大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権無償割当てを実施することを勧告することがあります。

これらの場合、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重して、それぞれの場合に応じて新株予約権無償割当ての中止、新株予約権の無償取得または新株予約権無償割当ての実施に関する会社法上の機関としての決議を行うものとしします。

(3) 本方針の適用開始と有効期間等

本方針は、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を受けることを条件として、同日より発効することとし、有効期間は3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしします。

ただし、本方針の有効期間中であっても、当社取締役会において、本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本方針の有効期間中であっても、本定時株主総会における本方針の承認決議の趣旨に反しない場合（本方針に関する法令・金融商品取引所規則の改正等が行われ、当該改正等を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得たうえで、本方針を変更することがあります。

当社は、本方針の廃止または変更がなされた場合には、その内容を速やかにお知らせいたします。

(4) 当社株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

① 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、必要に応じて当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報の下で、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をしていただくことが可能となります。

従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記(2)において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向及びそれに対する当社の対応にご注意ください。

② 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合及び大規模買付ルールを遵守した場合であっても、独立委員会が、当該大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうと判断した場合には、当社取締役会に対して当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当てを実施することを勧告し、当社取締役会がこれを最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施に関する会社法上の機関としての決議を行うことがあります。当該新株予約権無償割当てにより当社株主の皆様（大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等を除きます。）がその法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施することを会社法上の機関として決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施した場合、当社株主の皆様が新株予約権の割当てを受けるためには、別途取締役会が決定し公告する新株予約権無償割当ての割当期日における最終の株主名簿に

記録される必要があります。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社により新株予約権の取得の対価として、株主の皆様へ新株を交付することがあります。これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権無償割当てを行うこととなった際に、法令及び金融商品取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てされた新株予約権を無償取得する場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(5) 本方針についての当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、以下の諸点を考慮し、織り込むことにより、本方針が、本基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足するとともに、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びにコーポレートガバナンス・コード原則1－5及び補充原則1－5①を踏まえたものです。

② 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

上記(3)にて記載しているとおり、当社は本定時株主総会において、株主の皆様のご承認を受けることを条件として本方針を発効させていただく予定です。また、本方針には、その有効期間を約3年間とするサンセット条項が付されているほか、当社取締役の任期は1年となっていますので、たとえ本方針の有効期間中であっても、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくことが可能です。

③ 独立性の高い社外役員の判断の重視と情報開示

当社は、本方針の発効後も、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本方針の発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、引き続き独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外役員の中から、当社取締役会が選任いたします。

実際に当社株式に対して買付け等がなされた場合には、上記(2)にて記載したとおり、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等について取締役会

への勧告を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、取締役が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益に資するべく本方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

④ 合理的な客観的要件の設定

本方針は、上記(2)にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものであります。

⑤ 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ること等ができるとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとしております。

⑥ デッドハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止することが可能です。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役任期を1年とし期差任期制を採用していないため、本方針はスロー・ハンド型（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

第5号議案・別紙1

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外役員の中から、当社取締役会が選任する。
3. 独立委員会委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、独立委員会委員が、当社の社外役員でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
4. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（ただし、②に定める事項につき、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する可否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本方針の対象となる大規模買付行為への該当性
 - ② 新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施（これらの事項についての株主意思確認総会への付議の実施を含む。）
 - ③ 新株予約権の無償割当ての中止
 - ④ 新株予約権の無償取得
 - ⑤ 本方針の廃止または変更
 - ⑥ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

5. 上記4. に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
- ① 大規模買付者及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期間の決定
 - ② 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
 - ③ 大規模買付者との交渉・協議
 - ④ 取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑤ 独立委員会検討期間の延長（ただし、延長期間は30日間を上限とする。）
 - ⑥ その他本方針において独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑦ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
6. 独立委員会は、意向表明書受領後、10営業日以内に、自らまたは当社取締役会を通じて、大規模買付者から当初提供してもらうべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付する。独立委員会は、当初提供してもらった情報だけでは大規模買付情報として不足していると判断した場合には、自らまたは当社取締役会を通じて、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供するよう求める。また、独立委員会は、当社取締役会に対しても適宜回答期間（60日間を上限とする。）を定めた上、大規模買付行為に対する意見（留保する旨の意見を含む。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
7. 独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から大規模買付行為の内容を改善させるために必要があれば、直接または間接に、大規模買付者と協議・交渉を行うことができる。
8. 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
10. 各独立委員会委員は、大規模買付行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
11. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

第5号議案・別紙2

独立委員会委員の氏名及び略歴

伊藤 健二（いとう けんじ） 昭和25年10月5日生

平成12年6月 東陶機器株式会社（現TOTO株式会社）執行役員

平成13年6月 同社取締役執行役員

平成14年6月 同社取締役常務執行役員

平成18年6月 同社取締役専務執行役員

平成21年4月 同社代表取締役副社長執行役員

平成25年6月 同社顧問（現職）

平成25年6月 当社社外取締役（現職）

※伊藤健二氏は、社外取締役です。また、当社は、同氏を、東京証券取引所の定める独立役員に指定し、届け出ております。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

小松 正明（こまつ まさあき） 昭和22年1月4日生

平成8年6月 シセイドー・インターナショナル・フランス S.A.S取締役社長

平成12年12月 資生堂化工株式会社取締役社長

平成15年6月 株式会社資生堂取締役執行役員

平成18年4月 同社取締役執行役員常務

平成21年4月 同社取締役執行役員専務

平成24年6月 株式会社リョーサン社外取締役

平成27年6月 当社社外取締役（現職）

※小松正明氏は、社外取締役です。また、当社は、同氏を、東京証券取引所の定める独立役員に指定し、届け出ております。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

窪木 登志子（くぼき としこ） 昭和35年2月26日生

昭和62年4月 弁護士登録

平成14年2月 東京家庭裁判所調停委員（現職）

平成21年4月 会計検査院・退職手当審査会委員（現職）

平成24年4月 中央大学法科大学院客員教授（現職）

平成25年12月 東京都中央区教育委員（現職）

平成27年6月 クオール株式会社社外取締役（現職）

平成27年6月 一般社団法人共同通信社社外監事（現職）

※窪木登志子氏は、社外監査役候補者であり、本定時株主総会で選任後、就任する予定です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、同氏を、東京証券取引所の定める独立役員に指定し、届け出る予定です。

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

- (1) 新株予約権の内容及び数
新株予約権の内容は下記2. の記載に基づくものとし、新株予約権の数は当社取締役会で定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、当社の有する当社株式の数を控除する。）の2倍に相当する数を上限として、当社取締役会が別途定める数とする。
- (2) 割当対象株主
割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する株式1株につき新株予約権2個を上限として当社取締役会が別途定める割合で、新株予約権を割り当てる。
- (3) 新株予約権無償割当ての効力発生日
当社取締役会が別途定める日とする。

2. 新株予約権の内容

- (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株とする。ただし、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合等には、所要の調整を行うものとする。
- (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
- (3) 新株予約権の行使期間
新株予約権無償割当ての効力発生日または当社取締役会が別途定める日を初日とし、当社取締役会が別途定める期間とする。ただし、新株予約権の取得がなされる場合は取得日の前営業日までとする。
- (4) 新株予約権の行使条件
大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等に行使を認めないこと等を新株予約権の行使条件として定めることがある（注）。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
- (5) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要することとする。

(6) 新株予約権の取得

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等以外の者が保有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができること等を新株予約権の取得条項として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

(7) その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

(注) ただし、かかる行使条件を付した場合であっても、当社取締役会は、新株予約権無償割当て後に大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等が、当社に対し当社取締役会が必要と認める誓約を行った上で、当社が認める証券会社に委託して取引所金融商品市場においてその所有する当社株式を所定の数以上売却した場合、新株予約権の行使により交付される株式の数の合計が当該売却した株式数を超えない範囲内に限り、新株予約権の行使を認めるものとする。その場合、その要件及び手続等の詳細は当社取締役会が定めるものとする。

以 上

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当期における国内経済は、政府及び日銀の各種政策を背景に、企業収益や雇用情勢が改善するなど緩やかな回復基調で推移する中、個人消費や設備投資需要が回復傾向にあったことに加え、足元では伸び率がやや緩慢になってきてはいるものの、外国人観光客の増加による消費の底上げも見られました。米国経済は持ち直しの動きが見られ、12月には利上げを実施するなど緩やかな景気拡大を続けており、設備投資需要も旺盛で、堅調な状況にあるものの、中国経済の減速による影響が懸念されています。欧州経済は、主要国を中心に回復傾向にあるものの、地政学リスクの高まりもあり、先行きの不透明な状況が続いています。アジア経済は、中国で景気の減速感が強まっていることに加え、アセアン地域も政情不安や通貨安等による市況の悪化が見られました。

このような情勢のもと、当社グループは、平成25年2月に策定した中期経営計画「シチズングローバルプラン2018」のもと、引き続き構造改革による更なる体質の強化を図るとともに、真のグローバル企業となるべく、新たな成長戦略を模索してまいりました。

当期の連結業績は、売上高は3,482億67百万円（前期比6.0%増）、営業利益は304億67百万円（前期比9.2%増）となり、構造改革効果に加え、円安の追い風もあり、増収増益となりました。一方、為替差損等の計上により、経常利益は306億19百万円（前期比2.5%減）となりました。また、事業再編整理損等の特別損失を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は132億1百万円（前期比24.9%減）となりました。

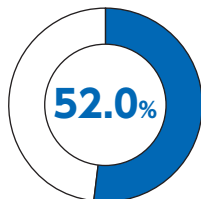
(連結業績)

売上高	3,482億67百万円	(前期比	6.0%増)
営業利益	304億67百万円	(前期比	9.2%増)
経常利益	306億19百万円	(前期比	2.5%減)
親会社株主に帰属する当期純利益	132億 1百万円	(前期比	24.9%減)

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

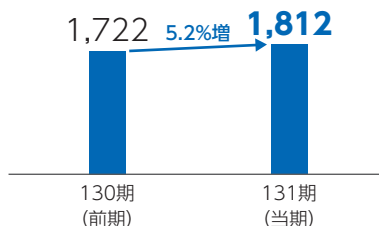
時計事業

売上高構成比



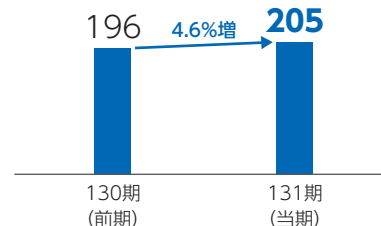
連結売上高

(単位：億円)



連結営業利益

(単位：億円)



ウォッチ販売のうち、“CITIZEN”ブランドの国内市場は、個人消費の持ち直しに加え、外国人観光客の増加による消費の底上げもあって、主要デパート、量販店、免税店で大きく売上を伸ばし、国内全体で増収となりました。下期は、インバウンド需要の伸びが緩やかになりましたが、「クロスシー」、「アテッサ」等の主力ブランドが好調に推移したほか、GPS衛星電波時計の新製品は、広告・宣伝の効果もあり、順調に売上を伸ばしました。また、11月に発売した「カンパノラ」は、百貨店や大手専門店への導入が進み、百貨店を中心に好調に推移し、高価格帯の商品の売上が拡大しました。

海外市場は、北米市場と欧州市場が堅調に推移したことに加え、円安の影響もあり、海外全体で増収となりました。北米市場は、デパートでの販売は伸び悩みましたが、大手ジュエリーチェーンやトラベルチャネルは順調に推移し、北米全体で増収となりました。欧州市場は、経済が安定している中、ドイツは大手デパートが好調に推移し、また、イタリアとスペインではようやく経済がプラス基調となり、新製品の導入効果もあって、増収となりました。アジア市場のうち、アセアン地域は、通貨安により消費が低迷しましたが、一部地域で観光客が増加し販売が好調に推移しました。中国は、一部の流通で販売を伸ばしたものの、景気減速により厳しい状況でした。アジア市場全体としては為替の追い風もあって、増収となりました。

“BULOVA”ブランドは、大手デパートやジュエリーチェーン等主力顧客向けで売上を伸ばし、為替の追い風もあって、増収となりました。

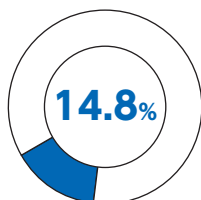
“Q&Q”ブランドは、国内が堅調に推移したほか、アジア・中近東市場では大手顧客への販売が順調でした。一方、中南米では通貨安による購買力の低下で売上が減少し、“Q&Q”ブランド全体では減収となりました。

ムーブメント販売は、上期は販売が安定していましたが、下期は中国を中心に景気が減速し、急速に市場が冷え込みました。しかしながら、機械式や薄型の売上が伸び、円安の影響もあって、増収となりました。

以上の結果、時計事業全体では、売上高は1,812億41百万円（前期比5.2%増）、営業利益は205億82百万円（前期比4.6%増）と、増収増益となりました。

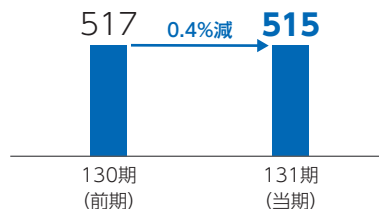
工作機械事業

売上高構成比



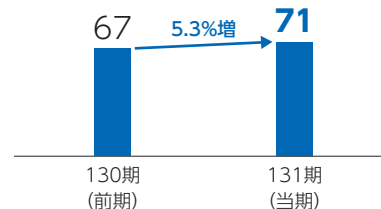
連結売上高

(単位：億円)



連結営業利益

(単位：億円)



国内市場は、幅広い業種が好調な市況の中で、特に自動車関連の販売が堅調に推移し、増収となりました。

アジア市場は、OA関連が堅調に推移したものの、中国においては景気減速により販売が伸びず、減収となりました。

米州市場のうち、北米は、医療、自動車、航空部品等の幅広い業種で販売を伸ばしたほか、中米は、日系メーカーからの自動車関連の販売が好調に推移し、増収となりました。

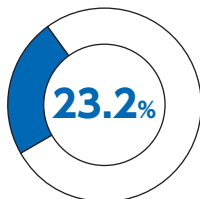
欧州市場は、一部地域で自動車関連の販売が堅調に推移したものの、欧州全体での販売は減速し、減収となりました。

このような状況の中、“シンコム”ブランドは増収、“ミヤノ”ブランドは減収となりました。

以上の結果、工作機械事業全体では、売上高は515億17百万円（前期比0.4%減）、営業利益は71億51百万円（前期比5.3%増）と、減収増益となりました。

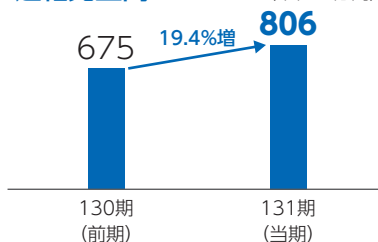
デバイス事業

売上高構成比



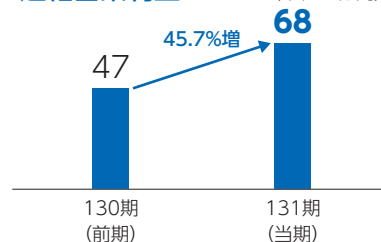
連結売上高

(単位：億円)



連結営業利益

(単位：億円)



精密加工部品のうち、自動車部品は、国内外ともに、好調な自動車産業に支えられ、ブレーキ部品やエンジン部品の受注が拡大しており、増収となりました。スイッチは、スマートフォン向けで一部顧客の販売不振の影響がありましたが、新製品の売上が大きく寄与した結果、大幅な増収となり、精密加工部品全体でも増収となりました。

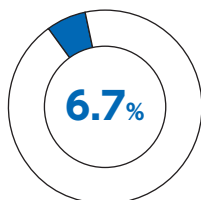
オプトデバイスのうち、照明用LEDチップは、市場が拡大する一方で価格下落及び性能競争が一段と進み、競争の激しい市場環境となっている中、新製品の投入によって、国内市場及び欧州市場を中心に売上を伸ばしました。加えて、車載用LEDの受注拡大、バックライトの新製品出荷、照明ユニットの新製品の受注獲得等で、順調に販売を伸ばした結果、オプトデバイス全体で増収となりました。

その他部品のうち、水晶デバイスは、市場が伸び悩む中、一部顧客の在庫調整の影響等もあり、音叉型水晶振動子、水晶ブランクともに低調な販売となり、減収となりました。強誘電液晶マイクロディスプレイは、新規市場の開拓で売上を伸ばしたものの、低迷するデジタルカメラ市場での販売を補うには至らず減収となり、その他部品全体で減収となりました。

以上の結果、デバイス事業全体では、売上高は806億32百万円（前期比19.4%増）、営業利益は68億80百万円（前期比45.7%増）と、増収増益となりました。

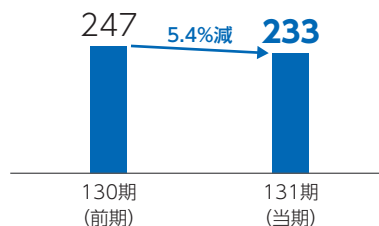
電子機器事業

売上高構成比



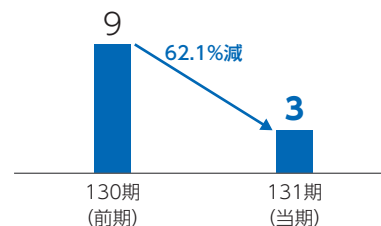
連結売上高

(単位：億円)



連結営業利益

(単位：億円)



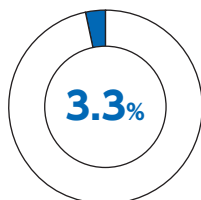
プリンターのうち、ラベルプリンターは全地域で好調な販売となりましたが、POSプリンターは顧客の在庫調整の影響により、フォトプリンターは更新需要が低迷したことにより、大型ドットプリンターは中国経済の減速及び想定していた税制切替の遅れの影響により、それぞれ販売が低迷した結果、プリンター全体で減収となりました。

健康機器は、国内市場において主力の血圧計及び各種新製品が好調に推移したほか、海外市場においてもアジア及び中東地域で販売を伸ばし、健康機器全体で増収となりました。一方、電卓は、アジア向け販売が低迷し、減収となりました。

以上の結果、電子機器事業全体では、売上高は233億71百万円（前期比5.4%減）、営業利益は3億42百万円（前期比62.1%減）と、減収減益となりました。

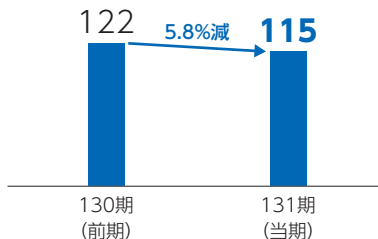
その他の事業

売上高構成比



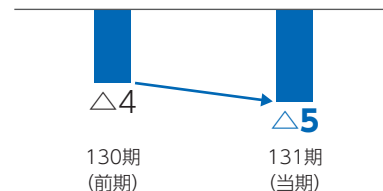
連結売上高

(単位：億円)



連結営業利益

(単位：億円)



球機用機器は、依然として低調な状況が継続し、減収となりました。また、球機用機器事業については、今後の回復が見込めない状況から、撤退することといたしました。

宝飾製品は、年明け以降の株価急落等によって市況が厳しくなってきたものの、主にブライダルジュエリー一の販売が全体を牽引した結果、増収となりました。

以上の結果、その他の事業全体では、売上高は115億4百万円（前期比5.8%減）、営業損失は5億42百万円（前期は4億64百万円の営業損失）と減収減益となりました。

(注) 各事業の営業利益の合計344億16百万円と営業利益304億67百万円の差は、事業間の取引消去及び各事業に配分していない全社費用であります。

事業区分別売上高

区分	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前期比増減率 (%)
時計事業	181,241	52.0	5.2
工作機械事業	51,517	14.8	△0.4
デバイス事業	80,632	23.2	19.4
電子機器事業	23,371	6.7	△5.4
その他の事業	11,504	3.3	△5.8
合 計	348,267	100.0	6.0

(注) 総売上高の海外売上高比率は67.3%であります。

2. 資金調達の状況

該当事項はありません。

3. 設備投資の状況

当期中に実施いたしました設備投資額は、228億82百万円であります。設備投資の主なものは次のとおりであります。

- (1) 時計事業の生産設備に103億45百万円
- (2) 工作機械事業の生産設備に22億68百万円
- (3) デバイス事業の生産設備に79億円
- (4) 電子機器事業の生産設備に3億85百万円
- (5) その他の事業の生産設備に67百万円

4. 重要な企業再編行為等

シチズンファインテックミヨタ株式会社とシチズンセイミツ株式会社は、平成27年4月1日をもって、シチズンファインテックミヨタ株式会社を存続会社とする合併を行いました。また、同日付で商号をシチズンファインデバイス株式会社に変更いたしました。

なお、当社、シチズン時計株式会社及びシチズンビジネスエキスパート株式会社は、平成28年4月27日付で、効力発生日を平成28年10月1日とし、当社を存続会社とする合併契約を締結いたしました。

また、当社は、平成28年10月1日をもって、商号をシチズン時計株式会社に変更する予定です。

5. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社及びシチズン電子株式会社は、資本業務提携関係の強化を図るため、日亜化学工業株式会社が平成27年6月4日を払込期日として実施した第三者割当増資を引き受け、同社の株式をそれぞれ10,000株及び28,000株取得いたしました。

当社は、資産の効率化を図るため、平成27年6月22日にリズム時計工業株式会社が実施したToSTNeT-3による自己株式の買付けに応募し、同社の株式3,000,000株を売却いたしました。

6. 対処すべき課題

当社は、平成25年2月に、平成31年3月期を最終年度とする中期経営計画「シチズングローバルプラン2018」（以下「本中期経営計画」という。）を策定しました。

本中期経営計画におけるスローガンを「真のグローバル企業を目指して ～スピードと活力の溢れる企業グループへ～」と定め、取り組んでまいりましたが、本中期経営計画の前期3年間（平成26年3月期～平成28年3月期）で外部環境が大きく変化したことから、平成28年2月に、当初策定した経営方針を一部見直し、新たに以下の2項目を基本的な経営方針として、グローバルな市場において求められる「価値」を継続して提供できる「真のグローバル企業」を目指してまいります。

1. 時計事業及び時計製造で培われた強みを生かせる領域にフォーカスし、カテゴリートップクラスのグローバル競争力を持つ事業の集合体を目指す。
2. 高収益体質になるべく、製造革新を進め収益力強化を図る。

本中期経営計画の策定当初は、経営方針のひとつとして、「中国・アジア新興国を戦略市場と位置付け、売上拡大と効率化を同時に進め、利益成長を加速する。」としておりましたが、前期3年間（平成26年3月期～平成28年3月期）で外部環境が大きく変わり、当初見込んでいた成長は望めないため経営方針から除外いたしました。しかしながら、長期的には成長路線に戻っていく市場であると認識しておりますので、長期的な視点で基盤づくりに取り組んでまいります。

前期3年間（平成26年3月期～平成28年3月期）では、筋肉質な経営体質の構築を図るため、徹底した構造改革と体質強化を行いました。後期3年間（平成29年3月期～平成31年3月期）では、より一層厳しさを増すグローバル競争に打ち勝つために、収益性の向上を目的として製造力の強化を更に推し進め、同時に積極的に成長投資を行うことで業績の拡大を図り、平成31年3月期のありたい姿である「真のグローバル企業」を目指してまいります。

後期3年間（平成29年3月期～平成31年3月期）では、当社が抱える経営課題を克服するべく、以下の4項目につぎまして重点的に取り組んでまいります。

1. 徹底した体質強化と製造力の強化

前期3年間（平成26年3月期～平成28年3月期）では、構造改革を含めさまざまな施策に取り組みましたが、後期3年間（平成29年3月期～平成31年3月期）も製造革新による原価低減や資産効率の向上を目指し、より一層取り組みを強化いたします。

2. 事業成長に向けた積極的投資とマーケティング力の強化

前期3年間（平成26年3月期～平成28年3月期）の構造改革により創出した資金を積極的に成長投資へ振り向け、業績の拡大を目指します。

3. 製品・事業の選択と集中

前期3年間（平成26年3月期～平成28年3月期）では、事業ポートフォリオを明確にしました。後期3年間（平成29年3月期～平成31年3月期）は、グループ各社が展開する事業や製品の選択と集中を進め、注力する事業・製品を明確にしていまいります。

4. 人の生産性改善と人材力強化

グローバル環境の中であらゆる変化に対応できる人材育成と、精鋭化集団としての組織力の強化に取り組んでまいります。

本中期経営計画における事業別の戦略としましては、

1. 時計事業

「製品からブランドへ」をスローガンに掲げ、シチズンブランド事業を成長の核とし、マルチブランド戦略を推し進めます。そして国内と北米を重点市場と位置付け、徹底的に攻略してまいります。また、厳しい競争を勝ち抜くために、徹底した製造力の強化を推進し、収益性の向上を目指してまいります。

2. 工作機械事業

時計部品の製造で培われた小型化技術及び高剛性技術に基づき、世界最先端の生産革新ソリューションを創造し、「新・モノづくり企業」のポジションを確立することで、自動盤トップシェアの地位を確固たるものとしてまいります。

3. デバイス事業

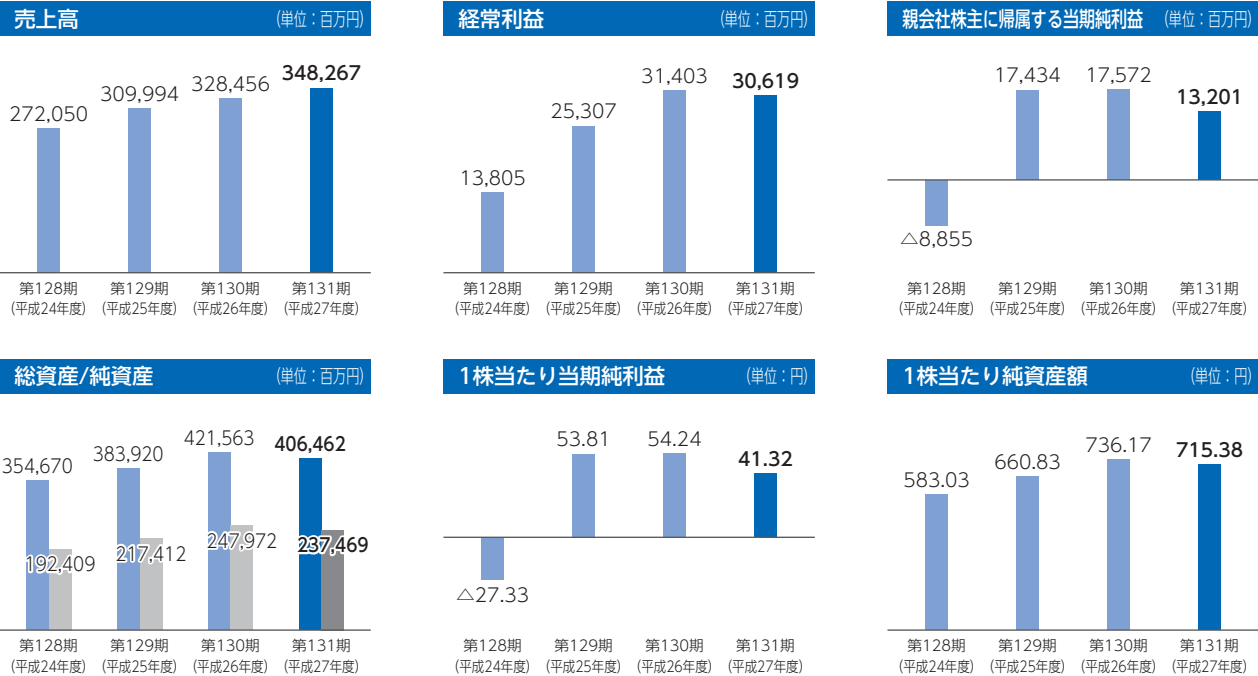
当社グループの強みである金属部品や脆性材の加工技術を生かし、グローバルニッチ市場で勝てる小型精密部品事業の拡大を目指します。LED製品については、当社グループ独自の強みである小型化、薄型化等を追求しつつ、日亜化学工業株式会社との資本・業務提携を通じて利益の安定・拡大を目指します。その他のデバイス製品事業につきましても売上拡大よりも利益の安定を優先してまいります。

4. 電子機器事業

高品質・高信頼性の業務用プリンターとフォトプリンターを事業の核とし、グローバルニッチ市場を中心とした事業展開を図り、安定的な利益の創出を目指します。

当期は、グローバル生産体制の最適化等の徹底した構造改革による体質強化に取り組み、本中期経営計画の後期3年間（平成29年3月期～平成31年3月期）の成長ステージに向けた強固な基盤づくりを進めてまいりました。引き続き体質強化に取り組むとともに、成長戦略を推進し、収益性の向上と売上の拡大を図ってまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導、ご支援を心よりお願い申し上げます。

7. 財産及び損益の状況の推移



区分		第128期 (平成24年度)	第129期 (平成25年度)	第130期 (平成26年度)	第131期 (当期) (平成27年度)
売上高	(百万円)	272,050	309,994	328,456	348,267
経常利益	(百万円)	13,805	25,307	31,403	30,619
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	△8,855	17,434	17,572	13,201
1株当たり当期純利益	(円)	△27.33	53.81	54.24	41.32
総資産	(百万円)	354,670	383,920	421,563	406,462
純資産	(百万円)	192,409	217,412	247,972	237,469
1株当たり純資産額	(円)	583.03	660.83	736.17	715.38

(注) 1. 親会社株主に帰属する当期純利益及び1株当たり当期純利益の△印は損失を示しております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数を用いて算定し、1株当たり純資産額は期末の発行済株式総数から期末の自己株式数を控除した株式数を用いて算定しております。

8. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
シチズン時計株式会社	5,000百万円	100.0	時計事業
シチズン時計マニュファクチャリング株式会社	300百万円	*100.0	時計事業
シチズンマシナリー株式会社	2,651百万円	100.0	工作機械事業
シチズン電子株式会社	5,488百万円	79.3	デバイス事業
シチズンファインデバイス株式会社	1,753百万円	100.0	デバイス事業
シチズン・システムズ株式会社	450百万円	100.0	電子機器事業
シチズン・フィナンシャル・サービス株式会社	50百万円	100.0	グループ内金融
Citizen Watch Company of America, Inc.	4,366万US\$	*100.0	時計事業
星辰表（香港）有限公司	1,000万HK\$	*100.0	時計事業
Bulova Corporation	1,000US\$	*100.0	時計事業

- (注) 1. *印は間接保有であります。
2. シチズンマシナリーミヤノ株式会社は、平成27年4月1日をもって、シチズンマシナリー株式会社に商号を変更いたしました。
3. シチズンファインテックミヨタ株式会社とシチズンセイミツ株式会社は、平成27年4月1日をもって、シチズンファインテックミヨタ株式会社を存続会社とする合併を行いました。また、同日付で商号をシチズンファインデバイス株式会社に更改いたしました。
4. 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。
- 特定完全子会社の名称 シチズン時計株式会社
- 特定完全子会社の住所 東京都西東京市田無町六丁目1番12号
- 特定完全子会社の帳簿価額の合計額 52,522百万円
- 当社の総資産額 193,612百万円

9. 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

区分	主要製品
時計事業	ウォッチ、ムーブメント
工作機械事業	NC自動旋盤
デバイス事業	自動車部品、スイッチ、LED、マイクロディスプレイ、水晶振動子
電子機器事業	プリンター、健康機器、電卓
その他の事業	球機用機器、宝飾製品

10. 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

	会社名	所在地
当社	シチズンホールディングス株式会社	東京都西東京市
子会社	シチズン時計株式会社	東京都西東京市
	シチズン時計マニュファクチャリング株式会社	埼玉県所沢市
	シチズンマシナリー株式会社	長野県北佐久郡御代田町
	シチズン電子株式会社	山梨県富士吉田市
	シチズンファインデバイス株式会社	山梨県南都留郡富士河口湖町
	シチズン・システムズ株式会社	東京都西東京市
	Citizen Watch Company of America, Inc.	米国・カリフォルニア
	星辰表（香港）有限公司	中国・香港
	Bulova Corporation	米国・ニューヨーク

- （注）1. シチズンマシナリーミヤノ株式会社は、平成27年4月1日をもって、シチズンマシナリー株式会社に商号を変更いたしました。
2. シチズンファインテックミヨタ株式会社とシチズンセイミツ株式会社は、平成27年4月1日をもって、シチズンファインテックミヨタ株式会社を存続会社とする合併を行いました。また、同日付で商号をシチズンファインデバイス株式会社に變更し、本店所在地を山梨県南都留郡富士河口湖町としております。

11. 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

事業区分	従業員数	前期末比増減
時計事業	7,463 (3,359) 名	△408 (51) 名
工作機械事業	1,601 (193)	2 (13)
デバイス事業	5,892 (852)	△1,670 (83)
電子機器事業	1,487 (26)	△27 (△1)
その他の事業	357 (152)	4 (△8)
全社（共通）	246 (37)	△28 (3)
合 計	17,046 (4,619)	△2,127 (141)

- （注）1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は括弧内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. デバイス事業における従業員の減少は、主として、海外子会社における生産の縮小に伴うものであります。

12. 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほ銀行	10,500
三菱UFJ信託銀行株式会社	9,800
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,000
株式会社三井住友銀行	5,800
日本生命保険相互会社	3,600
株式会社八十二銀行	3,100
株式会社山梨中央銀行	2,000

II 会社の株式及び新株予約権等に関する事項

1. 株式の状況（平成28年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	959,752,000株
(2) 発行済株式の総数	330,353,809株
(3) 株主数	31,973名
(4) 大株主（上位10名）	

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	27,771	8.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	20,538	6.45
日本生命保険相互会社	13,275	4.17
日亜化学工業株式会社	10,000	3.14
全国共済農業協同組合連合会	8,160	2.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	7,202	2.26
株式会社みずほ銀行	6,109	1.92
三菱UFJ信託銀行株式会社	5,375	1.69
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	4,821	1.52
丸紅株式会社	4,496	1.41

（注）持株比率は、自己株式12,060,890株を控除して計算しております。

2. 新株予約権等の状況（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	戸倉敏夫	シチズン時計株式会社代表取締役社長 一般社団法人日本時計協会会長
常務取締役	青柳良太	経理部・総務部担当 シチズン時計株式会社取締役副社長 シチズンビジネスエキスパート株式会社代表取締役社長 シチズン・フィナンシャル・サービス株式会社代表取締役社長
取締役	梶田 茂	経営企画部・人事部・知的財産部・開発部担当 シチズン時計株式会社取締役人事部担当 リズム時計工業株式会社社外取締役
取締役	中島圭一	シチズンマシナリー株式会社代表取締役社長
取締役	佐藤敏彦	シチズンファインデバイス株式会社代表取締役社長
社外取締役	伊藤健二	TOTO株式会社顧問
社外取締役	小松正明	
常勤監査役 社外監査役	白石晴久	
常勤監査役	羽生健一郎	
社外監査役	水津正臣	弁護士

- (注) 1. 当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
2. 常勤監査役 白石晴久氏は、長年、銀行及び会社の経営者を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 社外監査役 水津正臣氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役 伊藤健二及び小松正明の両氏を、東京証券取引所の定める独立役員に指定し、届け出ております。

5. 常務取締役 青柳良太、取締役 梶田 茂及び佐藤敏彦の各氏は、平成28年4月1日をもって地位、担当及び重要な兼職の状況が変更となり、次のとおりとなりました。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
常務取締役	青柳良太	経理部・総務部担当 シチズン時計株式会社取締役副社長 シチズンビジネスエキスパート株式会社取締役
取締役	梶田 茂	経営企画部・人事部・知的財産部・開発部担当 シチズン時計株式会社取締役人事部担当 シチズンビジネスエキスパート株式会社代表取締役社長 リズム時計工業株式会社社外取締役
取締役	佐藤敏彦	シチズン時計株式会社取締役生産統括、製品開発事業部長、品質保証部担当

2. 当期中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
中島隆男	平成27年6月25日	任期満了	取締役
青木昭明	平成27年6月25日	任期満了	社外取締役 アンリツ株式会社社外取締役

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員 (名)	支給額 (百万円)	うち賞与 (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	9 (3)	94 (19)	18 (－)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	42 (25)	－ (－)
合 計 (うち社外役員)	12 (5)	136 (44)	18 (－)

- (注) 1. 上記には、平成27年6月25日開催の第130期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役を含んでおります。
2. 取締役 (社外取締役を除く) に対する賞与18百万円は、平成28年6月28日開催の第131期定時株主総会終結後に支給する予定の金額であります。
3. 取締役 (社外取締役を除く) の報酬等の総額は、平成19年6月26日開催の第122期定時株主総会において年額270百万円以内 (賞与等を含む) と決議いただいております。なお、当該決議前は、取締役の報酬等とは別に使用人兼務取締役の使用人分給与を支給することとしておりましたが、当該決議後は、取締役の職務執行の対価は取締役の報酬等に一本化し、すべて上記の報酬等の総額の範囲内で支給することとしております。
4. 社外取締役の報酬等の総額は、平成19年6月26日開催の第122期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。なお、社外取締役には賞与を支給しないこととしております。
5. 監査役の報酬等の総額は、平成19年6月26日開催の第122期定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。なお、監査役には賞与を支給しないこととしております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先である法人等との間には、特別の関係はありません。

(2) 当期における主な活動状況

氏名	地位	取締役会出席回数 (出席率)	監査役会出席回数 (出席率)	発言状況
伊藤健二	社外取締役	17回中17回 (100%)	—	必要に応じ、主に経験豊富な経営者としての見地から発言を行っております。
小松正明	社外取締役	13回中13回 (100%)	—	必要に応じ、主に経験豊富な経営者としての見地から発言を行っております。
白石晴久	社外監査役	17回中17回 (100%)	13回中13回 (100%)	必要に応じ、主に経験豊富な経営者としての見地から発言を行っております。
水津正臣	社外監査役	17回中17回 (100%)	13回中13回 (100%)	必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

(注) 社外取締役 小松正明氏は、平成27年6月25日開催の第130期定時株主総会において新たに選任されたため、その任期中の活動状況について記載しております。

Ⅳ 会計監査人の状況

1. 名称 監査法人 日本橋事務所

2. 報酬等の額

	支払額（百万円）
(1) 当期に係る会計監査人の報酬等の額	34
(2) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	88

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、(1)の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の報酬等の額について、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り算出根拠等が適切であると判断し、これに同意いたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、Citizen Watch Company of America, Inc.はKPMG LLP、星辰表（香港）有限公司はPHILIP LEE & CO., CERTIFIED PUBLIC ACCOUNTANTS、Bulova CorporationはGrant Thornton LLPの監査を受けております。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、アニュアルレポートに関する助言及び指導業務を委嘱しております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性及び効率性、継続監査年数等を勘案し、会計監査人として適当でないと判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

V 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 当社の業務の適正を確保するための体制の整備についての決定内容の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、原則として毎月1回取締役会を開催し、重要な業務執行その他の事項を決定するほか、取締役の職務執行を監督する。
- 2) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款その他の社内規程に適合し、かつ、社会的責任を果たすため、当社グループの統一した行動規範としてシチズングループ企業行動憲章（以下「企業行動憲章」という。）を定め、取締役社長が直轄するグループリスクマネジメント委員会及びCSR室を設置し、企業行動憲章を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底してコンプライアンスに対する知識や意識を高め、コンプライアンスの推進を図る。
- 3) 当社は、社内通報制度を設け、法令違反または不正行為による不祥事の未然防止及び早期発見並びに自浄作用の向上を図る。
- 4) 取締役社長が直轄する監査室を設置し、監査計画に基づき当社グループにおける業務執行が法令及び社内規程に適合しているか否かの監査を実施する。
- 5) 社会の秩序や健全な事業活動に脅威を与える反社会的勢力からの不当な利益供与等の要求に対しては毅然たる態度で対応することを企業行動憲章等に明記し、警察等の外部関係機関と連携し反社会的勢力との関係を一切遮断する体制の整備及び強化を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理等に関する体制

- 1) 株主総会議事録、取締役会議事録、グループ経営会議議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び定款、取締役会規則、グループ経営会議規程、稟議規程その他の社内規程で定めるところにより、適切に保存し、管理する。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の開示については、情報管理統括責任者及び情報管理担当部署を設けるなど、取締役、監査役、株主、債権者及びその他の利害関係者から情報の開示を求められたときに法令及び定款、シチズングループ情報管理およびインサイダー取引防止に関する規則その他の社内規程に基づき適時かつ適正に開示できる体制を整備し、維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 取締役会の決議事項、取締役社長または担当取締役の決裁事項などで、当社グループにおける重要な経営判断等に係る経営戦略リスクについては、グループ経営会議規程、関係会社管理規程、企業行動憲章、経営方針・経営計画等に基づきグループ経営会議または当社グループの各事業をそれぞれ統括する子会社等（以下「事業統括会社等」という。）により開催される事業統括経営会議において慎重に審議することなどによって適切に管理する。
- 2) 上記1)のほか、当社グループにおける業務の過程、取締役及び使用人の活動、システム、外生的な事象等に係る業務リスクについては、グループリスクマネジメント基本規程等に基づき業務リスクマネジメントを行うことなどによって適切に管理する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、グループ経営会議を設け、取締役会の決議事項その他経営上の重要な事項について、十分な議論を尽くし審議する。
- 2) 取締役会における意思決定に当たって、十分かつ適切な情報を各取締役に提供する。
- 3) 社内規程、取締役会決議等によって各取締役の担当業務、権限及び責任を明確にし、職務の執行が円滑かつ効率的に行われる体制を整備する。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社は、事業統括会社等との間で経営管理契約等を結び、関係会社管理規程等に基づき、経営体制及び内部統制システムの整備に関する管理または指導を行う。
- 2) 当社グループの個別の事業活動については、当社が策定した経営方針・経営計画を周知徹底し、事業統括会社等の権限と責任を明確にした上で、事業統括会社等が各事業の業界特性等を踏まえた自立的な経営を行う。
- 3) 当社グループに属する主要な会社で構成するグループ経営戦略会議等を定期的に行い、人事、財務、研究開発、知的財産、ブランド等に関するグループ戦略について情報の共有と連携を図る。
- 4) 事業統括会社等の事業が適正に行われているかどうかについて、事業統括経営会議等において事業統括会社等から定期的に報告を求めるとともに、監査室の監査等によるモニタリングを行う。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- 1) 監査役から職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあるときは、監査役の職務を補助するための十分な能力を有した監査役スタッフを置く。
- 2) 上記1)の求めに応じ監査役スタッフを置く場合、その独立性を確保するため、当該監査役スタッフは、監査役の指揮命令の下、監査役の職務の補助を専従して行うものとし、その任命、解任その他の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役会の事前の同意を得る。

⑦ 監査役への報告に関する体制

- 1) 取締役は、当社グループの事業または組織に重大な影響を及ぼす決定及び内部監査の結果について、その内容を遅滞なく監査役会に報告する。
- 2) 取締役は、当社グループの業務執行に関し法令もしくは定款、企業行動憲章その他の社内規程に違反する重大な事実、当社グループの業務執行に関する重大な不正行為またはこれらの発生するおそれがある事実その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役会に報告する。
- 3) 当社の使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が、上記2)に掲げる事実を知ったときは、当社の使用人及び子会社の監査役にあつては直接に、当社の子会社の取締役及び使用人にあつては当該子会社の監査役を通じてまたは直接に、当該事実を当社の監査役に報告できるものとする。
- 4) 上記1)から3)までのほか、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査役の求めに応じ、事業の報告を適時かつ適正に行う。
- 5) 監査役会または監査役に上記1)から4)までに掲げる報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとし、社内規程の整備その他の必要な措置を講ずる。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会、グループ経営会議その他の重要な会議への監査役の出席を確保する。
- 2) 上記1)のほか、監査役が公正不偏の態度及び独立の立場を保持しつつ、代表取締役と監査役との間の定期的な意見交換会その他の方法によって監査役とグループ会社の取締役、監査役及び使用人その他の者との意思疎通を図り、監査役の職務の遂行に必要な情報の収集及び監査の環境の整備に協力する。
- 3) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務については、法令及び社内規程に定めるところにより適切に処理する。

(2) 当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス体制

CSR報告書を発行して当社グループの取締役及び従業員に配布するとともに、シチズングループCSR意識調査アンケートを実施して、企業行動憲章に対する意識や内部通報窓口の周知状況等についての実態を把握し、その結果を取締役社長、担当取締役及び監査役に報告しております。また、当期は、ハラスメントの防止に関する規程を設け、弁護士による講習会を実施し、周知徹底を図りました。

安全保障貿易管理の適正な実施を図るため、シチズングループ安全保障貿易管理委員会を開催し、当社グループ会社による自主監査の結果報告、安全保障貿易管理に関する課題や情報の共有を行ったほか、当社グループ会社に対する研修や内部監査を実施しました。また、下請取引の適正化を図るため、下請取引適正化委員会による講習会を開催して、新たに制定した適正取引ガイドラインを展開したほか、当社グループ会社に対する内部監査を実施しました。

② リスクマネジメント体制

当期は、リスクマネジメントに関する規程や管理体制の見直しを行い、新たに制定したグループリスクマネジメント基本規程に基づき、グループリスクマネジメント委員会を設置し、当社グループ全体のリスクマネジメント体制の整備・運用・モニタリングを進めております。また、当社グループが直面する主要なリスクテーマに応じた体制の整備を開始しました。

大規模災害等により事業が停止または中断した場合に備え、事業の継続や早期復旧が可能となるように事業継続計画（BCP）を策定しております。当期は、時計事業グループの中国とタイの生産拠点において、海外では初めてとなる事業継続計画に係る訓練（BCP訓練）を実施しました。

③ 監査役の監査体制

監査役は、取締役会、グループ経営会議その他の重要な会議へ出席し、取締役の職務の執行状況及び重要な意思決定の過程等を把握し、必要に応じて意見を述べました。

監査役は、代表取締役及び会計監査人それぞれとの定期的な意見交換会を実施したほか、社外取締役との会合により経営の監視についての連携を図っております。CSR室及び監査室等から、リスクマネジメント体制の整備及びその運用の状況、内部通報制度の運用状況及び監査室等によるモニタリングの結果等について報告を受け、往査を実施し、必要に応じて説明を求めることにより、当社グループの内部統制システムの整備及びその運用状況を確認しました。また、監査役は、当社グループ会社の監査役との連絡体制を整備し、当社グループ会社における取締役の職務の執行状況等についての情報収集を行っております。

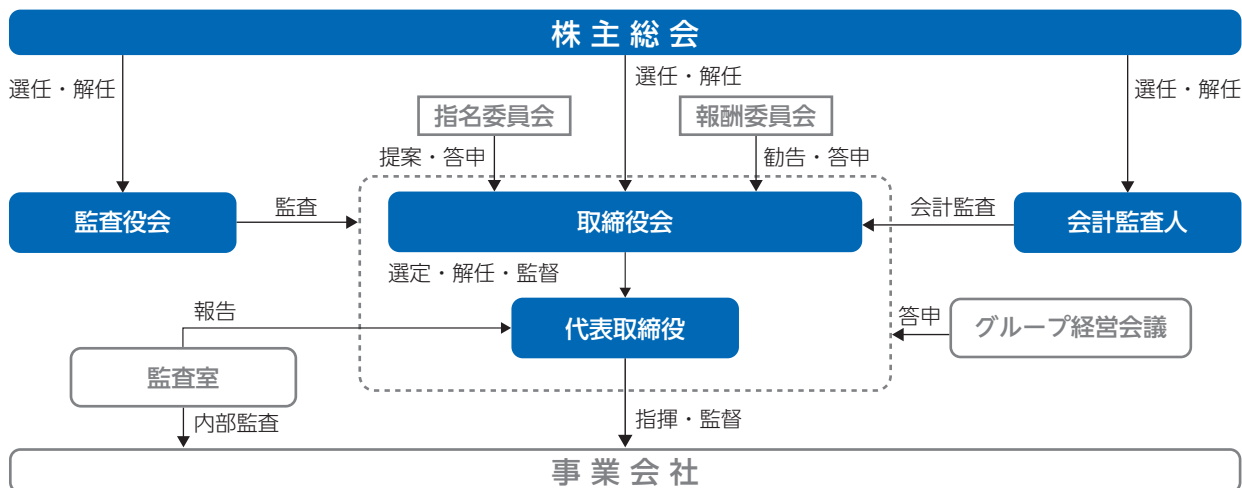
2. コーポレート・ガバナンス

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は社名の由来である「市民に愛され市民に貢献する」を企業理念とし、地域社会はもとより地球環境と調和した永続的な企業活動を通して、社会への貢献とともに企業価値を向上させていくことに努めております。この企業目的を継続的に高めていくためには、経営の透明性確保と多面的な経営への監視機能が重要であると認識し、コーポレート・ガバナンスの充実に向けての取組みを実施しております。

(2) 会社の機関の内容

コーポレート・ガバナンス体制



① 会社の機関の概要

当社は、当事業内容に精通した取締役5名と独立性が高い社外取締役2名で取締役会を構成しております。また、当社は監査役会制度を採用しており、監査役会は社外監査役2名を含む3名で構成されております。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社では、迅速な経営判断と経営の透明性維持のために、常勤取締役、常勤監査役及び事業統括会社の取締役社長等で構成するグループ経営会議を月1回以上開催し、取締役会の決議事項その他経営上の重要事項について十分な議論と事前審議を行っております。

取締役会では業務執行に関する決定を行うとともに、業務執行の監督を行っております。業務執行に関しましては、代表取締役、各担当取締役により業務運営を行っております。当期において、取締役会は17回開催されました。すべての取締役及びすべての監査役は、当期に開催された取締役会のうち、その任期中に開催された取締役会のすべてに出席しました。

③ 指名委員会及び報酬委員会

当社は、経営の透明性を高めるために、任意の機関として、指名委員会及び報酬委員会を設置しています。

指名委員会は、代表取締役、取締役社長及び取締役会長の選定に関する事項を審議し、取締役会に提案すること等を主な職務としております。

報酬委員会は、取締役が受ける報酬等の方針及び基準に関する事項を審議し、取締役会に対し勧告すること等を主な職務としております。

各委員会は、取締役会の決議によって選定された3名以上の取締役で構成されており、委員の過半数は社外取締役が占め、1名以上の代表取締役を含むものとしております。なお、各委員会の委員長は、委員の互選によって社外取締役から定めております。

④ 監査役監査、会計監査及び内部監査の状況

各監査役は、監査役会の定めた監査方針や監査計画に従い、取締役会、グループ経営会議及び事業ごとの会議等への出席、取締役等からの職務執行状況の報告や重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により取締役の業務執行の厳正な監査を実施しております。また、会計監査人である監査法人日本橋事務所より会計監査の報告を受け、会計監査人と協力して当社及び子会社の監査業務等を効率的に実施し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実に向けた取組みを行っております。当期において、監査役会は13回開催されました。すべての監査役は、当期に開催された監査役会のすべてに出席しました。

また、会計監査に関し、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、監査法人日本橋事務所に所属する木下雅彦氏及び矢島賢一氏であります。なお、当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、公認会計士試験合格者等5名であり、当社は公正で独立した立場から会計監査を受けております。

会計監査人の再任の可否につきましては、監査役会において審議し、決定しております。なお、再任しない場合は、会社法により定時株主総会に諮ることとなっております。

会計監査人の解任または不再任の決定の方針につきましては、「Ⅳ 会計監査人の状況 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針」（47ページ）をご覧ください。

さらに、当社は内部監査部門として監査室を設置し、年間監査計画に基づき、当社及び子会社の業務執行が適正かつ合理的に行われているかを監査しております。

これらの監査機関及び内部監査部門並びに内部統制部門は、相互に緊密な連絡を取り合っております。

⑤ 社外役員との関係

当社グループと社外取締役である伊藤健二及び小松正明の両氏並びに社外監査役である白石晴久及び水津正臣の両氏とは、特別の利害関係はありません。

3. CSRへの取組み

当社グループは、「市民に愛され市民に貢献する」というグループ共通の企業理念のもと、各社の事業特性、地域特性、歴史や企業風土などを尊重し、それぞれの責任のもとでCSR活動に取り組んでおります。

平成17年4月には国連グローバル・コンパクトに署名し、グループをあげてその10原則を支持・尊重し、実行することを目指しております。また、平成19年4月の純粋持株会社体制への移行を機に、「シチズングループ企業行動憲章」を制定いたしました。当社グループは、この「シチズングループ企業行動憲章」に従って事業活動に取り組むことにより、企業の社会的責任（CSR）を果たし、持続的な社会の発展に貢献してまいります。

当社グループは、コンプライアンスやコーポレート・ガバナンス、内部統制システムの整備・運用・評価、リスクマネジメントの推進、CSV（社会との共有価値の創造）の推進、環境問題等にも積極的に取り組み、企業価値向上に繋げてまいります。

社会貢献活動においては、市民に感動を与え市民社会の発展や幸せ・魅力作りに貢献した無名の市民を表彰するシチズン・オブ・ザ・イヤー等を積極的に行っております。さらに、平成25年から公益財団法人プラン・ジャパンが推進する途上国の女の子や女性を支援する「Because I am a Girl」キャンペーンに賛同し、その活動を支援しております。また、東日本大震災への復興支援も継続して行っており、将来を担う子供達の地域生活充実のために、楽器提供後の演奏指導を行っております。

なお、当社グループは、平成28年4月に発生した、熊本県をはじめとする九州地方における地震による被災者の救済及び被災地の復興に役立てていただくため、支援金として1,000万円を寄付いたしました。また、必要な緊急支援物資等を被災地に送付いたしました。

当社グループは、「市民に貢献する」という視点での支援を今後も継続的に実施していきたいと考えております。

4. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社グループはその名のとおり、世界の市民「CITIZEN」によりよい製品・サービスを提供することを使命とし、「市民に愛され市民に貢献する」という企業理念のもと、「市民に愛され親しまれるモノづくり」を通じて世界の人々の暮らしに貢献することによって、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

した。当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、このような当社グループの企業理念や事業特性を理解したうえで、グループ経営戦略を中長期的視点に立って着実に実行し、当社が今後も持続的に企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことを可能とする者でなければならないと考えております。

当社は、当社に対して大規模買付行為が行われた場合においても、これに応じるべきか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきであると考えており、大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、現時点における法制度、金融環境を前提とした場合、その目的・手法等から見て、真摯に合理的な経営を目指すものではなく、会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社は、このような大規模買付行為を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えており、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の株主の皆様に、当社の企業価値をご理解いただいたうえで長期的に当社の株式を保有していただくために、様々な施策を実施してまいりました。

例えば、平成25年2月に策定した平成31年3月期を最終年度とする中期経営計画「シチズングローバルプラン2018」（以下「本中期経営計画」という。）では、スローガンを「真のグローバル企業を目指して ～スピードと活力の溢れる企業グループへ～」と定め、前期3年間（平成26年3月期～平成28年3月期）では、次のような施策を行ってまいりました。

- ・当社グループの中核事業である時計事業では、製造力強化の一環として、各会社に分散されていた技能を集結することにより国内製造力の再強化を図るため、シチズン時計マニュファクチャリング株式会社を設立し、国内主要製造機能の再編成を実行。
- ・デバイス事業の更なる成長と発展を目指し、独自のコア技術と事業領域を持つシチズンファインテックミヨタ株式会社とシチズンセイミツ株式会社を合併（現シチズンファインデバイス株式会社）。
- ・デバイス事業の利益安定化のため、安定的に利益が確保できる事業領域に焦点を絞るよう事業展開を見直し、水晶振動子及び液晶のうち、競争の激化により収益性が悪化していた領域から撤退。

また、本中期経営計画の前期3年間（平成26年3月期～平成28年3月期）で外部環境が大きく変化したことから、平成28年2月に、当初策定した経営方針の一部見直しを行いました。詳細は、「Ⅰ．企業集団の現況に関する事項 6. 対処すべき課題」（37ページ～38ページ）に記載のとおりであります。

（3）基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組み

当社は、平成19年5月14日開催の取締役会において導入し、同年6月26日開催の第122期定時株主総会において株主の皆様のご承認を受けました、当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針の有効期間が満了することに伴い、平成22年5月11日開催の取締役会において、これを一部変更したうえで更新すること（以下、かかる変更後の方針を「旧プラン」といいます。）を決定し、同年6月25日開催の第125期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を受けました。

平成25年6月27日開催の第128期定時株主総会終結の時をもって、旧プランの有効期間が満了することから、同年5月23日開催の取締役会において、上記（1）の基本方針を改めて決議するとともに、旧プランを一部変更したうえで更新することにつき、同年6月27日開催の第128期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を受けております（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます。）。

本プランの内容は以下のとおりであります。

① 対象となる買付

本プランの対象となる買付は、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為等であります。

② 手続

大規模買付者が、事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始することを手続として定めております。

③ 対抗措置の内容

大規模買付者が手続を守らない場合等には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づいて、その時点のすべての株主の方に対して、新株予約権の無償割当てを行います。新株予約権の無償割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがあります。

④ 対抗措置発動の要件

当社は、以下の場合に対抗措置としての新株予約権の無償割当てを行うことがあります。

1) 大規模買付者が手続を守らない場合

2) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて株式を当社または当社関係者に高値で引き取らせる目的であると判断される場合

- 3) 当社の経営を一時的に支配し、当社または当社グループ会社の資産等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなどの目的があると判断される場合
- 4) 当社の経営を支配した後、当社または当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合
- 5) 当社の経営を一時的に支配して、資産の売却等によって一時的な高配当をさせ、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合
- 6) 最初の買付で全株式の買付を勧誘せず、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付等を行うなど、当社株主の皆様にご迷惑に当社株式の売却を事実上強要するおそれがある買付行為である場合

⑤ 対抗措置発動までのプロセス

独立委員会は、大規模買付者から大規模買付に関する意向表明書が提出された場合、10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただく情報のリストを交付します。なお、独立委員会が、当初提供していただいた情報だけでは不足していると判断した場合には、十分な情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくこともあります。また、独立委員会は、当社取締役会に対して60日を上限とする回答期限を定めて大規模買付行為に対する意見等を求めることがあります。独立委員会は、大規模買付者からの情報の提供及び当社取締役会による情報の提供が完了した後、60日以内に評価、検討、交渉、意見形成を行います。

独立委員会は、これらの情報に基づいて、当社取締役会に対して、対抗措置を発動するか発動しないかの勧告を行い、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づいて、会社法上の機関としての決議を行います。また、独立委員会は、対抗措置の発動について株主総会に付議することが相当である旨の勧告を行う場合があります。この場合、当社取締役会は、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。

⑥ 本プランの有効期限

本プランの有効期限は、平成25年6月27日開催の第128期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

(4) 上記 (2) 及び (3) の取組みについての取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

上記 (2) の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを直接目的とするものであり、結果として基本方針の実現に資するものです。従って、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

② 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みについて

当社は、以下の諸点を考慮し、織り込むことにより、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みが、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足するとともに、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びにコーポレートガバナンス・コード原則1-5及び補充原則1-5①を踏まえたものです。

2) 株主意思を重視するものであること

当社は、平成25年6月27日開催の第128期定時株主総会において、本プランについて株主の皆様のご承認を得ております。また、本プランには、その有効期間を約3年間とするサンセット条項が付されているほか、当社取締役の任期は1年となっていますので、たとえ本方針の有効期間中であっても、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくことが可能です。

3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。独立委員会委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役または社外の有識者の中から、当社取締役会が選任します。

当社株式に対して大規模買付等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等について取締役会への勧告を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行います。

このように、独立委員会によって、取締役が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視するとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報を開示し、当社の企業価値・株主共同の利益に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

なお、平成28年3月31日現在の独立委員会委員は、当社社外取締役伊藤健二、小松正明の両氏と、弁護士鳥飼重和氏であります。

4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記（3）④にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

5) 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができます。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとしております。

6) デッドハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能であります。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役任期を1年とし期差任期制を採用していないため、本プランはスロー・ハンド型（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、各比率、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については、表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

勘定科目	金額
資産の部	
流動資産	270,551
現金及び預金	99,371
受取手形及び売掛金	63,061
電子記録債権	855
商品及び製品	53,328
仕掛品	18,736
原材料及び貯蔵品	17,099
未収消費税等	2,755
繰延税金資産	8,609
その他	8,034
貸倒引当金	△1,301
固定資産	135,911
有形固定資産	78,443
建物及び構築物	34,113
機械装置及び運搬具	21,023
工具・器具・備品	5,657
土地	10,904
リース資産	1,175
建設仮勘定	5,570
無形固定資産	6,529
のれん	2,097
ソフトウェア	2,462
その他	1,968
投資その他の資産	50,938
投資有価証券	40,366
長期貸付金	1,130
繰延税金資産	5,886
その他	5,594
貸倒引当金	△1,901
投資損失引当金	△138
資産合計	406,462

勘定科目	金額
負債の部	
流動負債	91,901
支払手形及び買掛金	19,589
電子記録債務	13,564
設備関係支払手形	376
営業外電子記録債務	885
短期借入金	17,444
未払法人税等	3,679
繰延税金負債	120
未払費用	14,655
賞与引当金	6,335
役員賞与引当金	162
製品保証引当金	1,011
環境対策引当金	11
事業再編整理損失引当金	4,369
その他	9,697
固定負債	77,091
社債	20,000
長期借入金	30,000
繰延税金負債	2,067
債務保証損失引当金	28
環境対策引当金	65
事業再編整理損失引当金	1,663
退職給付に係る負債	21,139
資産除去債務	97
その他	2,031
負債合計	168,993
純資産の部	
株主資本	215,903
資本金	32,648
資本剰余金	33,969
利益剰余金	159,684
自己株式	△10,400
その他の包括利益累計額	11,797
その他有価証券評価差額金	7,413
為替換算調整勘定	5,756
退職給付に係る調整累計額	△1,372
非支配株主持分	9,768
純資産合計	237,469
負債純資産合計	406,462

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）（単位：百万円）

勘定科目	金額
売上高	348,267
売上原価	213,508
売上総利益	134,759
販売費及び一般管理費	104,291
営業利益	30,467
営業外収益	3,268
受取利息及び配当金	1,811
受取賃貸料	283
持分法による投資利益	603
その他	569
営業外費用	3,115
支払利息	482
手形売却損	66
貸与資産減価償却費	57
為替差損	2,013
その他	495
経常利益	30,619
特別利益	1,236
投資有価証券売却益	194
固定資産売却益	1,028
その他	12
特別損失	9,304
固定資産売却損	19
固定資産除却損	303
減損損失	3,051
事業再編整理損	4,936
貸倒引当金繰入額	313
その他	679
税金等調整前当期純利益	22,550
法人税、住民税及び事業税	7,938
法人税等調整額	581
当期純利益	14,031
非支配株主に帰属する当期純利益	829
親会社株主に帰属する当期純利益	13,201

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年4月1日残高	32,648	33,890	151,689	△5,394	212,834
連結会計年度中の変動額					
連結子会社株式の取得による持分の増減		79			79
合併による増加			7		7
会社分割による増加			5		5
連結範囲の変動			79		79
剰余金の配当			△5,297		△5,297
親会社株主に帰属する当期純利益			13,201		13,201
自己株式の取得				△5,006	△5,006
自己株式の処分		△0		0	0
自己株式処分差損の振替		0	△0		－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	79	7,995	△5,006	3,069
平成28年3月31日残高	32,648	33,969	159,684	△10,400	215,903

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計	
	その他有価証券評価差額金	為替調整	換算調整	退職給付に係る調整累計額			
平成27年4月1日残高	11,190	14,843		△362	25,671	9,466	247,972
連結会計年度中の変動額							
連結子会社株式の取得による持分の増減							79
合併による増加							7
会社分割による増加							5
連結範囲の変動							79
剰余金の配当							△5,297
親会社株主に帰属する当期純利益							13,201
自己株式の取得							△5,006
自己株式の処分							0
自己株式処分差損の振替							－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△3,777	△9,087		△1,009	△13,873	302	△13,571
連結会計年度中の変動額合計	△3,777	△9,087		△1,009	△13,873	302	△10,502
平成28年3月31日残高	7,413	5,756		△1,372	11,797	9,768	237,469

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

勘定科目	金額
資産の部	
流動資産	45,412
現金及び預金	33,423
営業未収入金	649
預け金	3,934
未収入金	3,530
繰延税金資産	1,412
未収還付法人税等	1,687
その他流動資産	774
固定資産	148,199
有形固定資産	12,120
建物及び構築物	8,129
機械装置	16
工具・器具・備品	27
土地	3,298
建設仮勘定	648
無形固定資産	130
ソフトウェア	126
その他無形固定資産	4
投資その他の資産	135,949
関係会社株式	99,332
投資有価証券	32,528
長期前払費用	118
繰延税金資産	2,944
その他投資	1,026
資産合計	193,612

(単位：百万円)

勘定科目	金額
負債の部	
流動負債	22,467
買掛金	27
設備関係支払手形	24
営業外電子記録債務	752
短期借入金	15,000
未払金	44
未払法人税等	1,183
未払費用	330
預り金	15
賞与引当金	123
役員賞与引当金	18
債務保証損失引当金	2,839
事業再編整理損失引当金	1,750
その他流動負債	355
固定負債	53,273
社債	20,000
長期借入金	30,000
退職給付引当金	1,850
債務保証損失引当金	348
環境対策引当金	38
事業再編整理損失引当金	689
資産除去債務	73
その他固定負債	273
負債合計	75,740
純資産の部	
株主資本	111,170
資本金	32,648
資本剰余金	36,029
資本準備金	36,029
利益剰余金	52,892
その他利益剰余金	52,892
圧縮積立金	229
繰越利益剰余金	52,662
自己株式	△10,400
評価・換算差額等	6,701
その他有価証券評価差額金	6,701
純資産合計	117,871
負債純資産合計	193,612

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

勘定科目	金額
営業収益	15,622
営業費用	6,259
営業利益	9,362
営業外収益	1,144
受取利息	63
受取配当金	1,073
受取賃貸料	0
その他	7
営業外費用	550
支払利息	456
為替差損	1
その他	92
経常利益	9,956
特別利益	254
固定資産売却益	66
投資有価証券売却益	187
特別損失	4,325
固定資産除却損	57
固定資産売却損	328
事業再編整理損	733
債務保証損失引当金繰入	2,843
子会社株式評価損	362
税引前当期純利益	5,884
法人税、住民税及び事業税	△238
法人税等調整額	△359
当期純利益	6,482

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 圧 縮 積 立 金	益 剰 余 金 繰 越 利益剰余金	利益剰余金 合 計
平成27年4月1日残高	32,648	36,029	－	36,029	228	51,479	51,707
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△5,297	△5,297
当期純利益						6,482	6,482
税率変更に伴う圧縮積立金の変更額					5	△5	－
圧縮積立金の取崩					△4	4	－
自己株式の取得							－
自己株式の処分			△0	△0			－
自己株式処分差損の振替			0	0		△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	1	1,183	1,184
平成28年3月31日残高	32,648	36,029	－	36,029	229	52,662	52,892

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成27年4月1日残高	△5,394	114,991	10,376	10,376	125,368
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△5,297			△5,297
当期純利益		6,482			6,482
税率変更に伴う圧縮積立金の変更額		－			－
圧縮積立金の取崩		－			－
自己株式の取得	△5,006	△5,006			△5,006
自己株式の処分	0	0			0
自己株式処分差損の振替		－			－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）		－	△3,675	△3,675	△3,675
事業年度中の変動額合計	△5,006	△3,821	△3,675	△3,675	△7,496
平成28年3月31日残高	△10,400	111,170	6,701	6,701	117,871

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

シチズンホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人 日本橋事務所

指 定 社 員 公認会計士 木下 雅 彦 ⑩
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 矢 島 賢 一 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シチズンホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シチズンホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象の注記に記載されている通り、会社は平成28年4月27日開催の取締役会において、平成28年10月1日付けで会社並びに会社の完全子会社であるシチズン時計株式会社及びシチズンビジネスエキスパート株式会社を当事会社とする吸収合併を行うことを決議し、合併契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

シチズンホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人 日本橋事務所
指 定 社 員 公認会計士 木下 雅 彦 ⑩
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 矢 島 賢 一 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シチズンホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第131期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象の注記に記載されている通り、会社は平成28年4月27日開催の取締役会において、平成28年10月1日付けで会社並びに会社の完全子会社であるシチズン時計株式会社及びシチズンビジネスエキスパート株式会社を当事会社とする吸収合併を行うことを決議し、合併契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第131期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、監査役全員の一致した意見により、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および監査法人日本橋事務所から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ③ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 子会社については、常勤監査役が重要な子会社の監査役を兼務しており、重要な子会社の取締役会等に出席するほか、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。また、グループ監査の観点からは、各グループ会社の監査役をメンバーとする連絡会を定期的開催し、意思疎通を図り、相互に情報を伝達し、意見の交換等をいたしました。
- ⑤ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条に定める「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関しては、その構築および運用について継続的な改善が図られていることを確認しています。当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。当該基本方針に基づく取り組みは、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人日本橋事務所の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人日本橋事務所の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年5月26日

シチズンホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役
(社外監査役)

白石晴久 ㊞

常勤監査役

羽生健一郎 ㊞

監査役
(社外監査役)

水津正臣 ㊞

以 上

CITIZEN

株主総会会場ご案内図

会場

東京都新宿区西新宿六丁目6番2号

ヒルトン東京

4階「菊の間」

※受付開始は午前9時を予定しております。

交通

東京メトロ丸ノ内線	西新宿駅 C8出口から 徒歩約2分
都営大江戸線	都庁前駅 A7出口から 徒歩約3分
京王線 小田急線 地下鉄 (東京メトロ丸ノ内線) (都営新宿線)	新宿駅から 徒歩約10分
JR	新宿駅西口から 徒歩約10分
西武新宿線	西武新宿駅から 徒歩約10分

